



2018年5月16日

各位

会 社 名 株式会社SUBARU  
 代表者名 代表取締役社長 吉永 泰之  
 (コード番号7270 東証第1部)  
 問合せ先 執行役員総務部長 齋藤 勝雄  
 (TEL 03-6447-8825)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2018年6月22日開催予定の第87期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

当社は、監督と執行の分離を進め、業務執行に係る迅速な意思決定と責任の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。今般、取締役会の監督機能の向上と機動的な執行体制の構築を図る一環として、取締役と執行役員の役割および責任を一層明確化するために、社長をはじめとする役位の位置付けを、取締役に付するものではなく、執行役員に付するものに変更いたします。これに伴い、当社の置かれた状況に応じ、必要な場合には、取締役ではない執行役員の中からも社長を選任することができることとなります。

上記の考え方に基づき、以下のとおり、当社定款を変更したいと存じます。

- (1) 執行役員の選任方法および役割を明確化するとともに(変更案第31条第1項)、社長をはじめとする役位を、取締役に付するものではなく、執行役員に付するものといたします(現行定款第22条の削除、変更案第31条第2項)。
- (2) 取締役ではない執行役員の中から社長が選任される場合があり得ることを踏まえて、株主総会の招集権者および議長に関する規定に所要の変更をいたします(変更案第14条)。
- (3) その他、上記各変更に伴う条数の変更等所要の変更をいたします。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> が招集しその議長となる。 <u>取締役社長に事故ある</u> ときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。	第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>法令に別段の定めがある</u> 場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役が招集しその議長となる。 <u>ただし、当該取締役に事故等差し支えがある</u> ときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役社長等)</p> <p><u>第 22 条 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長その他業務を執行する取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって<u>前条</u>の取締役の中からこれを選定する。</p> <p>第 24 条     )                    ( 条 文 省 略 )</p> <p>第 26 条</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役が招集しその議長となる。ただし、当該取締役に事故等差し支えがあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに<u>代る</u>。</p> <p>第 28 条     )                    ( 条 文 省 略 )</p> <p>第 31 条</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって取締役の中からこれを選定する。</p> <p>第 23 条     )                    ( 現 行 ど お り )</p> <p>第 25 条</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役が招集しその議長となる。ただし、当該取締役に事故等差し支えがあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに<u>代わる</u>。</p> <p>第 27 条     )                    ( 現 行 ど お り )</p> <p>第 30 条</p> <p>(執行役員)</p> <p><u>第 31 条 取締役会は、その決議をもって執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>取締役会は、その決議をもって執行役員の中から社長 1 名およびその他の役付執行役員を定めることができる。</u></p>

### 3. 日程

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2018 年 6 月 22 日 |
| (2) 定款変更の効力発生日      | 2018 年 6 月 22 日 |

以 上